

議案第19号

調布市総合体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

トレーニング室及びプールを個人使用する場合における利用料金の上限額の特例を定めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市総合体育館条例の一部を改正する条例

調布市総合体育館条例（昭和60年調布市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 個人使用の表中「子供」を「子ども」に、「使用単位の時間」を「1時間15分以内で使用する場合は利用料金の上限額は、使用単位の利用料金に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、使用単位の時間」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。